

事業所税

「みなし共同事業」に係る課税のしくみ

1 みなし共同事業のしくみ

事業所税は、事業所等において法人又は個人の行う事業に対し、当該事業所等所在の指定都市等において、当該事業を行う者に資産割額及び従業者割額の合算額によって課することとされています。

関係法令(地方税法第 701 条の 32 第 1 項)

ただし、「特殊関係者を有する者」に該当する事業者と、「特殊関係者」に該当する事業者が同一家屋内で事業を行う場合、特殊関係者の行う事業は両者の共同事業とみなされ(みなし共同事業)、事業所税における免税点判定と課税標準の算定方法について、次のとおり取り扱うことになります。

関係法令(地方税法第 701 条の 32 第 2 項)

(1) 免税点判定

ア 特殊関係者

特殊関係者の事業について、単独で免税点判定を行います。

イ 特殊関係者を有する者

特殊関係者を有する者の事業について、同一家屋内で行われる特殊関係者の事業を合算して免税点判定を行います。

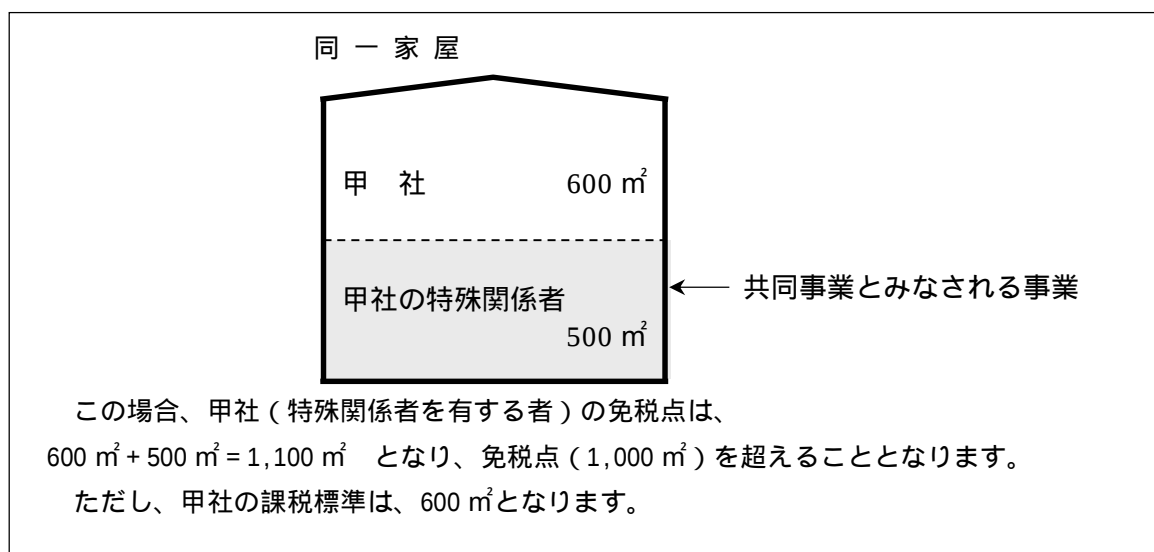
関係法令(地方税法施行令第 56 条の 75 第 2 項)

(2) 課税標準の算定

特殊関係者及び特殊関係者を有する者、各々について単独で課税標準の算定を行います。

関係法令(地方税法施行令第 56 条の 51 第 2 項)

(例)



- 用語の解説・1 -

「特殊関係者」と「特殊関係者を有する者」

事業を行う者(納税義務者)の配偶者、親族、その他の関係のある個人並びに法人税法に規定する同族会社のうち当該事業者に係る一定のものを「特殊関係者」といいます。

また、「特殊関係者を有する者」とは、上記の特殊関係者に該当する者を有する個人又は法人の事業者をいいます。

関係法令(地方税法施行令第 56 条の 21 第 1 項)

特殊関係者についての詳細は、後記「3 特殊関係者の範囲等」を御覧ください。

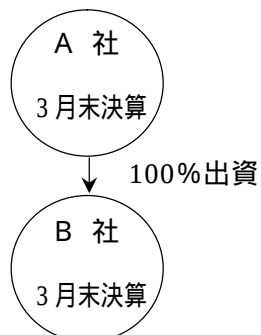
2 免税点の判定及び課税標準の算定

特殊関係者と、特殊関係者を有する者に係る事業所税の具体的な計算方法は、次の事例を参考にしてください。

事例 1

A 社と B 社（A 社の子会社）が、同一家屋内で事業を行っている場合

<出資状況>



<入居状況>

同一家屋

A 社	
床面積	600 m ²
従業者数	90 人
従業者給与総額	4 億 5 千万円
B 社	
床面積	500 m ²
従業者数	20 人
従業者給与総額	1 億円

- A 社にとって B 社が特殊関係者になります。

（A 社を判定の基礎として B 社が同族会社に該当します。）

関係法令（地方税法施行令第 56 条の 21 第 1 項第 6 号）

- B 社にとって特殊関係者はありません。

したがって、A 社は特殊関係者（B 社）を有する者になり、同一家屋内で行う B 社の事業が、A 社と B 社の共同事業とみなされます。

部分の事業が共同事業とみなされます。

(1) 免税点判定

特殊関係者を有する者（A 社）の免税点判定は、特殊関係者（B 社）の事業を含めて行います。

なお、各社の資産割、従業者割の免税点判定は、次のようになります。

- ・ A 社（判定日：3 月 31 日）

資 産 割 $600 \text{ m}^2 + 500 \text{ m}^2 = 1,100 \text{ m}^2$ となり、免税点（1,000 m²）を超えます。

従業者割 $90 \text{ 人} + 20 \text{ 人} = 110 \text{ 人}$ となり、免税点（100 人）を超えます。

したがって、A 社は免税点判定日である 3 月 31 日に資産割、従業者割とも免税点を超えるため、申告納付する必要があります。

- ・ B 社（判定日：3 月 31 日）

資 産 割 500 m^2 となり、免税点以下となります。

従業者割 20 人 となり、免税点以下となります。

したがって、B 社は判定日である 3 月 31 日に資産割、従業者割とも免税点以下となるため、申告の必要はありません。

(2) 課税標準の算定

(1)の免税点判定では、A 社は、B 社（A 社の子会社）の事業所床面積及び従業者数を含めて行いました。

しかし、課税標準の算定にあたっては、特殊関係者（B 社）の事業は、B 社の単独事業とするため、各々の事業について行います。

なお、各社の資産割、従業者割の課税標準の算定は、次のようになります。

- ・ A 社（算定期間：4 月 1 日～翌 3 月 31 日）

資 産 割は 600 m^2 となり、資産割額は 360,000 円になります。

従業者割は 450,000,000 円 となり、従業者割額は 1,125,000 円になります。

したがって、納付すべき事業所税額は、1,485,000 円となります。

- ・ B 社（算定期間：4 月 1 日～翌 3 月 31 日）
資産割、従業者割とも免税点以下のため課税標準はありません。
したがって、納付すべき事業所税額ははありません。

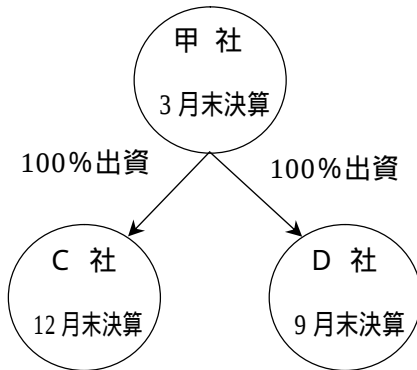
事例 2

C 社と D 社（いずれも甲社の子会社）が、同一家屋内で事業を行っている場合

<出資状況>

<入居状況>

同 一 家 屋



C 社	梅田本店
床面積	700 m ²
従業者数	80 人
従業者給与総額	4 億円
D 社	本社
床面積	400 m ²
従業者数	50 人
従業者給与総額	2 億 5 千万円

C 社	難波支店
床面積	300 m ²
従業者数	10 人
従業者給与総額	5 千万円

甲社の所在地は問いません。

- 甲社にとって C 社及び D 社が特殊関係者になります。
(甲社を判定の基礎として C 社及び D 社が同族会社に該当します。)
関係法令(地方税法施行令第 56 条の 21 第 1 項第 6 号)
 - C 社にとって D 社が特殊関係者になります。
(D 社は、C 社の同族会社の判定の基礎となった株主 (甲社) を判定の基礎として、同族会社に該当する他の会社になります。)
関係法令(地方税法施行令第 56 条の 21 第 1 項第 7 号)
 - D 社にとって C 社が特殊関係者になります。
(C 社は、D 社の同族会社の判定の基礎となった株主 (甲社) を判定の基礎として、同族会社に該当する他の会社になります。)
関係法令(地方税法施行令第 56 条の 21 第 1 項第 7 号)
- したがって、C 社は特殊関係者 (D 社) を有する者になり、同一家屋内で行う D 社の事業が共同事業とみなされます。同様に、D 社は特殊関係者 (C 社) を有する者になり、同一家屋内で行う C 社の事業が共同事業とみなされます。

部分の事業が共同事業とみなされます。

(1) 免税点判定

特殊関係者を有する者 (C 社) の免税点判定は、特殊関係者 (D 社) の事業を含めて行います。

同様に、特殊関係者を有する者 (D 社) の免税点判定は、特殊関係者 (C 社) の事業を含めて行います。

なお、各社の資産割、従業者割の免税点判定は、次のようになります。

- ・ C 社 (判定日：12 月 31 日)

資 産 割 $\underline{700 \text{ m}^2 + 400 \text{ m}^2} + 300 \text{ m}^2 = 1,400 \text{ m}^2$ となり、免税点を超えます。

従業者割 $\underline{80 \text{ 人} + 50 \text{ 人}} + 10 \text{ 人} = 140 \text{ 人}$ となり、免税点を超えます。

- ・ D 社 (判定日：9 月 30 日)

資 産 割 $\underline{400 \text{ m}^2 + 700 \text{ m}^2} = 1,100 \text{ m}^2$ となり、免税点を超えます。

従業者割 $\underline{50 \text{ 人} + 80 \text{ 人}} = 130 \text{ 人}$ となり、免税点を超えます。

下線部分が、同一家屋を表しています。

したがって、C 社は判定日である 12 月 31 日に、D 社は判定日である 9 月 30 日に、資産割、従業者割ともに免税点を超えるため、申告納付する必要があります。

(2) 課税標準の算定

(1)の免税点判定では、特殊関係者を有する者であるC社(D社)は、特殊関係者であるD社(C社)の事業所床面積及び従業者数を含めて行いました。

しかし、課税標準の算定にあたっては、共同事業とみなされる事業は、C社(D社)の単独事業とするため、各々の事業について課税標準を算定します。

なお、各社の資産割、従業者割の課税標準の算定は、次のようになります。

・ C社(算定期間:1月1日~12月31日)

資産割は $700\text{ m}^2 + 300\text{ m}^2 = 1,000\text{ m}^2$ となり、資産割額は 600,000 円になります。

従業者割は 400,000,000 円 + 50,000,000 円 = 450,000,000 円 となり、

従業者割額は 1,125,000 円になります。

したがって、納付すべき事業所税額は 1,725,000 円となります。

・ D社(算定期間:10月1日~翌9月30日)

資産割は 400 m^2 となり、資産割額は 240,000 円になります。

従業者割は 250,000,000 円 となり、従業者割額は 625,000 円になります。

したがって、納付すべき事業所税額は 865,000 円となります。

- 用語の解説・2 -

「同族会社」

法人税法に規定する同族会社のことであり、株主等の3人以下並びにその関係者で50%を超える株式数や出資金額を有している会社などをいいます。

関係法令(法人税法第2条10号、法人税法施行令第4条)

具体的には、法人税申告書別表2「同族会社等の判定に関する明細書」において特定同族会社又は同族会社に判定される会社のことをいいます。

3 特殊関係者の範囲等

(1) 特殊関係者の範囲

「特殊関係者」に該当する者は、具体的には次に掲げるものをいいます。

ア 地方税法施行令第 56 条の 21 第 1 項第 1 号に掲げる者

事業所税における「特殊関係者を有する者」であるかどうかの判定をすべき者（以下「判定対象者」といいます。）の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹

イ 地方税法施行令第 56 条の 21 第 1 項第 2 号に掲げる者

アに掲げる者以外の判定対象者の親族（ ）で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの

「親族」とは、配偶者、6 親等以内の血族及び 3 親等以内の姻族が該当します。（民法第 725 条）

ウ 地方税法施行令第 56 条の 21 第 1 項第 3 号に掲げる者

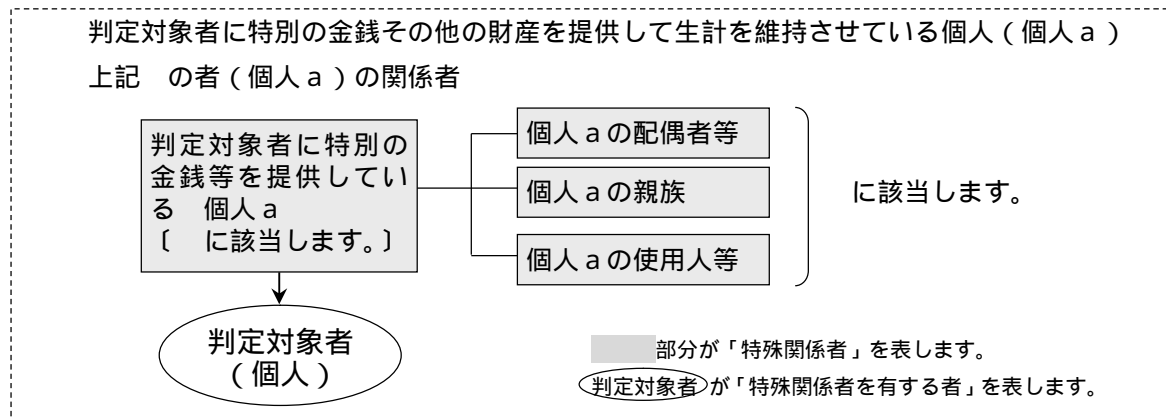
ア、イに掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭（ ）その他の財産により生計を維持しているもの

「特別の金銭」とは、給料、報酬等の役務又は物の提供の対価として受ける金銭以外で、対価なく、又はゆえなく対価以上に受ける金銭をいいます。

エ 地方税法施行令第 56 条の 21 第 1 項第 4 号に掲げる者

判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（ア、イに掲げる者を除きます。）及びその者とア～ウのいずれかに該当する関係がある個人

具体的には、次に掲げる個人をいいます。



オ 地方税法施行令第 56 条の 21 第 1 項第 5 号に掲げる者

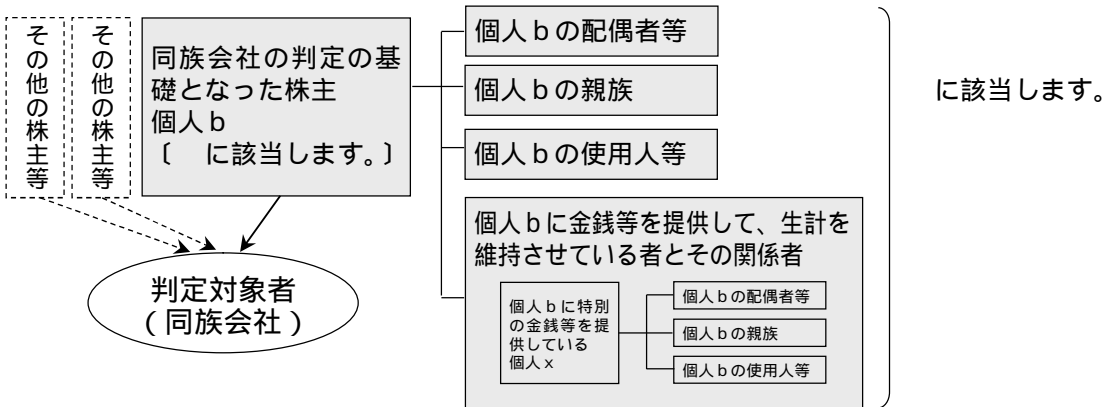
判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者とア～エのいずれかに該当する関係がある個人

具体的には、次に掲げる個人をいいます。

判定対象者が同族会社である場合の

同族会社の判定の基礎となった株主又は社員である個人（個人 b）

上記 の者（個人 b）の関係者



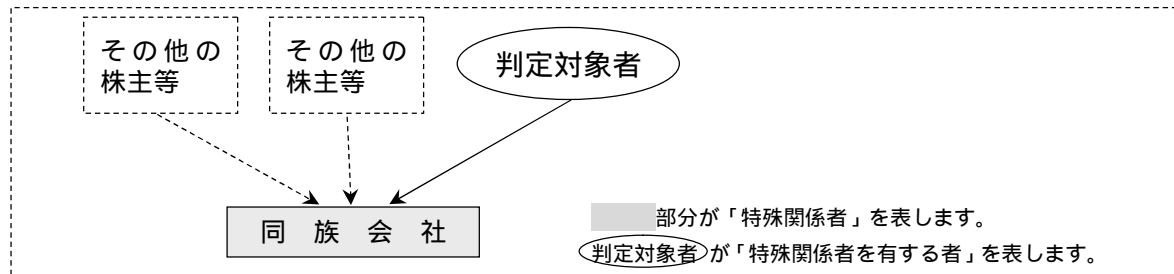
部分が「特殊関係者」を表します。

判定対象者が「特殊関係者を有する者」を表します。

カ 地方税法施行令第 56 条の 21 第 1 項第 6 号に掲げる者

判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社

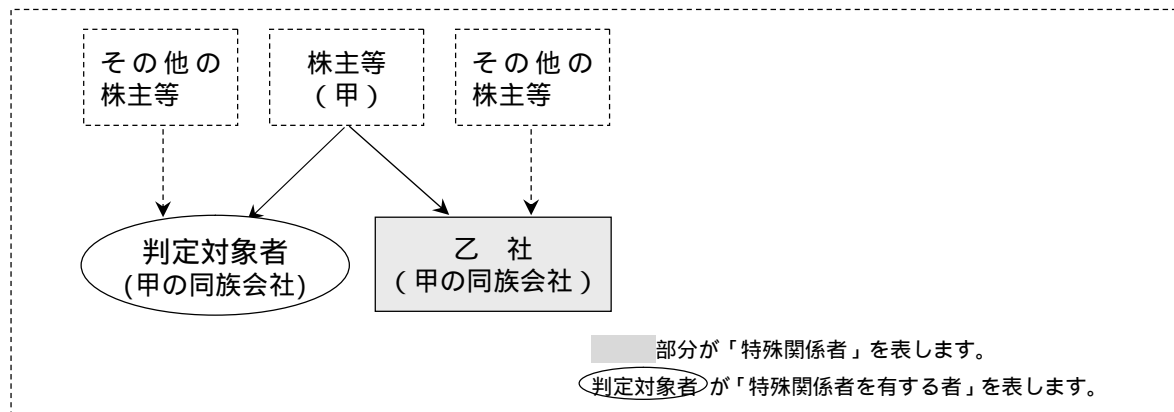
具体的には、判定対象者の子会社等をいいます。



キ 地方税法施行令第 56 条の 21 第 1 項第 7 号に掲げる者

判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者とア～エに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

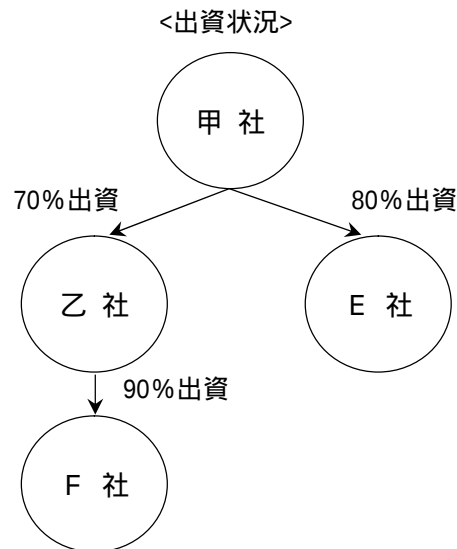
具体的には、次の図における Z 社などをいいます。



その他、次のような場合でも特殊関係者に該当します。

例 1

甲社とは直接出資関係のない F 社（甲社の孫会社）が、E 社（甲社の子会社）の特殊関係者になる場合



- E 社にとって、乙社、F 社が特殊関係者になります。

乙社は、E 社の同族会社の判定の基礎となった株主（甲社）を判定の基礎として、同族会社に該当する他の会社になるため、E 社の特殊関係者になります。

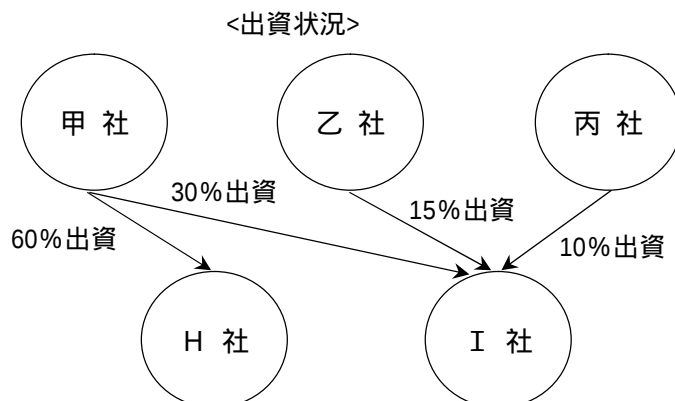
F 社は、E 社の同族会社の判定の基礎となった株主（甲社と甲社を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社である乙社）の一部である乙社を判定の基礎として、同族会社に該当する他の会社になるため、E 社の特殊関係者になります。 関係法令（地方税法施行令第 56 条の 21 第 1 項第 7 号）

- F 社にとって特殊関係者はありません。

甲社、乙社の特殊関係者は省略しました。

例 2

いずれも甲社から出資を受けているH社とI社において、一方のみが特殊関係者となる場合



- H社にとって特殊関係者はありません。

〔 H社の同族会社の判定の基礎となった甲社は、I社へ30%しか出資していません。 〕

- I社にとって、H社が特殊関係者になります。

〔 H社は、I社の同族会社の判定の基礎となった株主（甲社、乙社、丙社）の一部である甲社を判定の基礎として、同族会社（甲社単独で50%を超える出資）に該当する他の会社になるため、I社の特殊関係者になります。 関係法令（地方税法施行令第56条の21第1項第7号） 〕

甲社、乙社、丙社の特殊関係者は省略しました。

(2) 特殊関係者を有する者

前記(1)の判定対象者について、同ア～キの各号のいずれかに該当する特殊関係者がある場合に「特殊関係者を有する者」といいます。

(3) 判定時期

「特殊関係者を有する者」であるか、「特殊関係者」であるかの判定は、判定対象者に係る課税標準の算定期間の末日（法人にあっては事業年度の末日、個人にあっては個人に係る課税期間の末日（通常の場合12月31日））の現況により行います。

(4) その他

「特殊関係者」と「特殊関係者を有する者」が同一家屋内で事業を行う場合、特殊関係者の行う事業を両社の共同事業とみなしますが、次の要件のいずれにも該当する場合は、例外的に共同事業とみなしません。

関係法令（地方税法施行令第56条の21第2項）

特殊関係者の行う事業が、特殊関係者を有する者と意思を通じて行われているものでないこと

「意思を通じて行われているものでない」とは、同一家屋において事業を行うことについて、何ら意思の疎通もないと客観的に認められる場合をいいます。

具体的には、都市再開発事業等の公共事業の執行に伴い権利床の取得等で結果的に同一家屋に同居することになる例が掲げられます。

原則として、親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社の場合は、意思を通じて行われているものとみなされます。

事業所税の負担を不当に減少させる結果にならないこと

「事業所税の負担を不当に減少させる結果にならない」とは、みなし共同事業の規定を適用しないで計算した場合と、みなし共同事業の規定を適用して計算した場合とを比較して、事業所税の負担が結果的に減少しない場合をいいます。

4 みなし共同事業に係る申告について

特殊関係者を有する者で、共同事業とみなされる事業を合算することによって、免税点を超える方、並びに事業所床面積が 800 m²又は従業者の数が 80 人の基準を超え、市税条例に定める申告義務が生じる方は、第 44 号様式申告書等の他に「みなし共同事業に係る明細書」を添付してください。

また、共同事業を行っている特殊関係者のうち同族会社については、「事業所税 同族会社に関するお尋ね」を送付しますので、回答をお願いします。

なお、共同事業とみなされる部分に係る事業所税額については、特殊関係者を有する者と特殊関係者とが連帯して納税義務を負うこととなりますので、御留意ください。

<みなし共同事業関係申告書>

区 分	提 出 書 類	備 考
特殊関係者を有する者	・ 第 44 号様式申告書 ・ " 別表 1～4 ・ みなし共同事業に係る明細書	記載例 1 参照 (P10)
特殊関係者 (同族会社の場合)	・ 事業所税 同族会社に関するお尋ね	特殊関係者を有する者の事業 年度末日の現況で提出してく ださい。 記載例 2 参照 (P11)

5 記載例 (事例 1) における A 社の場合)

- 一般的留意事項
- 1 この申告書は、1 枚目が提出用、2 枚目が控用で複写式となっております。
- 2 印の欄は記載しないでください。
- 3 床面積については、1 m²の 100 分の 1 未満を切り捨てて記載してください。
- 4 この明細書は、地方税法第 701 条の 32 第 2 項の規定の適用があることにより、第 44 号様式申告書を提出する場合に必ず添付してください。
- 5 みなし共同事業に係る事業所等の所在する家屋ごとに別葉としてください。
- 6 特殊関係者の内容についても申告者（特殊関係者を有する者）の算定期間末日の現況により記載してください。

みなし共同事業に係る明細書

「(ア)特殊関係者を有する者の事業所等」欄

みなし共同事業に係る事業所等の所在する家屋内の特殊関係者を有する者の事業所等の名称及び所在地を記載してください。

「(イ)特殊関係者の事業所等」欄

- (1) 「(氏名又は名称)」欄は、特殊関係者の氏名又は名称を記載してください。
- (2) 「(特殊関係)」欄は、地方税法施行令第 56 条の 21 第 1 項の該当する各号を記載してください。(P1～P3 参照)

「(ウ)特殊関係者を有する者のその他の事業所等」欄

「(ア)特殊関係者を有する者の事務所等」欄に記載した以外の特殊関係者を有する者の事業所等について記載してください。

なお、その他の事業所等が 2 以上ある場合、「資産割」・「従業者割」欄にはその他の事業所等のすべての合計値を記載してください。

ただし、その他の事業所等においても、みなし共同事業に係る事業所等がある場合は、それらについても合算してください。

申告者	住所又は所在地	大阪市北区中之島 1 - 3 - 2 0 (電話 06-6208-xxxx)		管理番号(事)			
	氏名又は名称	A 株式会社		算定期間(自)(至)	29 年 4 月 1 日 30 3 31		
同一家屋内に所在する事業所等	摘 要			資 産 割	従 業 者 割		
				事業所床面積	従 業 者 数		
	(ア)特殊関係者を有する者の事業所等	(事業所等の名称)	事業所等の規模	千 m ²	千 人		
		本 社		600.00	90		
		(所在地)	非課税床面積及び非課税従業者数				
		大阪市北区中之島 1-3-20					
	(イ)特殊関係者の事業所等	(氏名又は名称)	事業所等の規模	千 m ²	千 人		
		B 株式会社		500.00	20		
		(特殊関係)	非課税床面積及び非課税従業者数				
		政令第 56 条の 21 第 1 項第 6 号該当					
		(氏名又は名称)	事業所等の規模				
		(特殊関係)	非課税床面積及び非課税従業者数				
	政令第 56 条の 21 第 1 項第 号該当						
	(氏名又は名称)	事業所等の規模					
	(特殊関係)	非課税床面積及び非課税従業者数					
	政令第 56 条の 21 第 1 項第 号該当						
事業所等	計	事業所等の規模の計 (+ + +)	1,100.00	110			
		非課税床面積及び非課税従業者数の計 (+ + +)					
		差 引 (-)	1,100.00	110			
(ウ)特殊関係者を有する者のその他の事業所等			事業所等の規模				
			非課税床面積及び非課税従業者数				
合 計 (免税点判定数値)	事業所等の規模の計 (+)		1,100.00	110			
	非課税床面積及び非課税従業者数の計 (+)						
	免 税 点 判 定 数 値 (-)		1,100.00	110			
備 考							

(注) 2 枚目裏面の記載要領を御覧ください。

「事業所床面積」欄

専用床面積と共用床面積の合計値を記載してください。

(事例 1) における B 社の場合)

一般的留意事項
この申告書は、1 枚目が提出用、2 枚目が
控用で複写式となっております。

「判定基準となる株主数等の明細」欄

この明細書は、まず、下段の「判定基準となる株主数等の明細」
の各欄を、次により記載してください。
「判定基準となる株主（社員）及び同族関係者」の各欄には、そ
の会社の株主（又は社員）の 1 人及びその同族関係者（以下「株主
グループ」といいます。）の所有する株式数又は出資の金額が最も
多いものから順次記載しますが、「株式数又は出資の金額」の欄
又は「議決権の数」の欄に記載された株主グループが 3 つになる
まで記載してください。

欄
その会社が有する自己の株式又は出資がある場合には、当該株式
の数又は出資の金額を総数又は総額から除いて記載します。

・ ・ ・ の各欄
法人税法施行令第 4 条第 3 項第 2 号イからニまで（同族会社の範
囲）に掲げる議決権に関して内容の異なる種類の株式（出資を含み
ます。以下「種類株式」といいます。）を発行していない場合には
記載する必要がありません。
ただし、この場合であっても、議決権を行使することができない
株主等有する当該議決権（以下「行使不可能議決権」といいます。）
に係る株式がある場合には、記載する必要があります。行使不可能
議決権に係る株式がある場合には、議決権の総数及び数から当該行
使不可能議決権の数を除きます。

事業所税 同族会社に関するお尋ね（回答）

平成 30 年 5 月 31 日	所在地	大阪市北区中之島 1 - 3 - 2 0 (電話 06-6208-xxxx)	
大 阪 市 長	フリガナ	ビー	
	名 称	B 株式会社	
	連絡先	氏名 大阪 太郎	電話 06-6208-xxxx

平成 30 年 3 月 31 日現在の現況を次のとおり回答します。

事業年度				平成 29 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで			
同族会社 の 判 定	期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額	1,000,000 株	期末現在の社員の総数				
	の上位 3 順位の株式数又は出資の金額	1,000,000 株	社員 3 人以下及びこれらの同族関係者の合計人数のうち最も多い数				
	株式数による判定	100 %	社員の数による判定				%
	期末現在の議決権の総数		同族会社の判定割合 (、又はのうち最も高い割合)				%
	の上位 3 順位の議決権の数		判定結果	同族会社 非同族会社			
議決権の数による判定	%						
判定基準となる株主数等の明細							
順位		判定基準となる株主（社員）及び同族関係者		判定基準となる株主等との続柄	株式数又は出資の金額等		
株式数等	議決権数	住所又は所在地	氏名又は法人名		株式数又は出資の金額	議決権の数	
1		大阪市北区中之島 1-3-20	A 株式会社		1,000,000 株		

所在地、電話番号、名称（氏名）を記載してください。
なお、連絡先の欄には、この回答について応答していただ
ける方の氏名、電話番号を記載してください。

・ ・ ・ の各欄
その会社が合名会社、合資会社又は合同会社（以下「持
分会社」といいます。）である場合に限り、記載します。
ただし、「株式数等による判定」若しくは「議決権の数
による判定」の欄のいずれかの判定により同族会社に該
当する場合には、 から までの各欄は記載する必要はあ
りません。

欄
欄の判定割合が 50%を超えた場合は「同族会社」を○で
囲み、50%以下の場合は「非同族会社」を○で囲んでくださ
い。

欄
「判定基準となる株主（社員）及び同族関係者」に記載
された株主（又は社員）が所有する株式数又は出資の金額
等を記載します。

欄
個人と法人との間でその個人又は法人の意思と同一の
内容の議決権を行使することに同意している者が有する議決
権（以下「同意議決権」といいます。）について、法人税法
施行令第 4 条第 6 項の適用がある場合には、次の区分に応
じてそれぞれ記載します。
(1)同意議決権を有するもの
「議決権の数」の欄に、その同意議決権の数を 印を付
けて外書として記載します。
(2)同意を受けている者
「議決権の数」に、その同意議決権の数を外書として記
載します。

なお、事業年度の末日が、特殊関係者を有する者と同じで
あれば、この回答に代えて、税務署へ提出された法人税申告
書別表第二の写しを添付していただいても構いません。

(注) 2 枚目裏面の記載要領を御覧ください。